

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (兼捺印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セネガル	貧困農民支援に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	390,000千円 H26.1.31まで	H25.1.21 ダカール で (同日)	日本側 深田博史在セネガル大使側 アブドゥ・カ マ・サリフ・財政大臣 セネガル側 深田博史在セネガル大使側 アブドゥ・カ マ・サリフ・財政大臣	H25.2.5 38号
セネガル	セネガル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	500,000千円 -----	H25.7.26 ダカール で (同日)		H25.8.8 276号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。